

## 中途採用等支援助成金（U I Jターンコース）のご案内

東京圏から地方への移住者を採用するための経費の一部を助成します。  
就職説明会や募集・採用パンフレットなど、その移住者の採用活動に  
要した経費の額に応じて助成金が支給されます。

HPはこちら



### ① 対象となる事業主

採用計画期間内に、対象労働者1人以上を雇い入れた事業主の方が対象となります。

#### 対象となる労働者の要件

- 東京圏からの移住者（裏面Q1参照）であること
- 地方公共団体が開設・運営するマッチングサイトに掲載された当該事業主の求人※1  
に応募（裏面Q3参照）していること
- 雇用保険の一般被保険者または高年齢被保険者として雇い入れられること
- 継続して雇用する労働者※2として雇い入れられること

※1 移住支援金（裏面Q1参照）の対象として掲載された求人であって、都道府県労働局長の認定を受けた計画に  
関する事業所の求人をいいます。

※2 対象労働者の年齢が原則として65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ、当該雇用期間が継続して1年以  
上であることをいいます。

### ② 助成の対象となる経費

対象となる労働者の採用活動に要した次の経費が対象となります。

- ◆ 募集・採用パンフレット等の作成・印刷経費
- ◆ 自社ホームページ・自社PR動画の作成・改修経費
- ◆ 就職説明会・面接会・出張面接等の実施経費（オンラインによるものを含みます）  
（出展料、会場借料、採用担当者の旅費・宿泊費、使用資料の作成・印刷・送料費用など）
- ◆ 外部専門家（社会保険労務士、中小企業診断士、民間有料職業紹介事業者等）による  
コンサルティング費用（令和2年4月1日以降に提出された計画書に基づく経費のみ対象となります。）

- 注意!** ○ 以下の経費は対象となりません
- ・ 民間有料職業紹介事業の紹介手数料
  - ・ 求人情報誌や求人情報サイトへの掲載料など
- 就職説明会などの実施経費のうち採用担当者の旅費・宿泊費には、それぞれ  
上限額があります

### ③ 助成額

上記②助成対象経費の合計額に、  
助成率を乗じた額を支給します。

	助成率	上限額
中小企業	1 / 2	100万円
中小企業以外	1 / 3	100万円

裏面に、本助成金に関するQ&Aを掲載しておりますので、ご参照ください。



## Q&A

### Q1 東京圏からの移住者であれば、誰でも本助成金の対象労働者となりますか？

A1 東京圏からの移住者のうち、**移住支援金**※<sup>3</sup>の受給者に限られます。また、移住支援金の受給者であっても、新規学卒者は本助成金の対象にはなりません。

#### ※3 移住支援金とは…

地方創生推進交付金（移住・起業・就業タイプ）を活用して、地方公共団体が移住支援事業・マッチング支援事業として実施する、東京圏からの移住者に対して支給する支援金をいいます。

詳しくは、右のQRコードのサイトをご覧くださいか、事業所のある地方公共団体にお問い合わせください。



移住者

移住支援金の受給者

本助成金の対象者  
(新規学卒者を除く。)

### Q2 対象労働者が辞めてしまいました。本助成金を受けられますか？

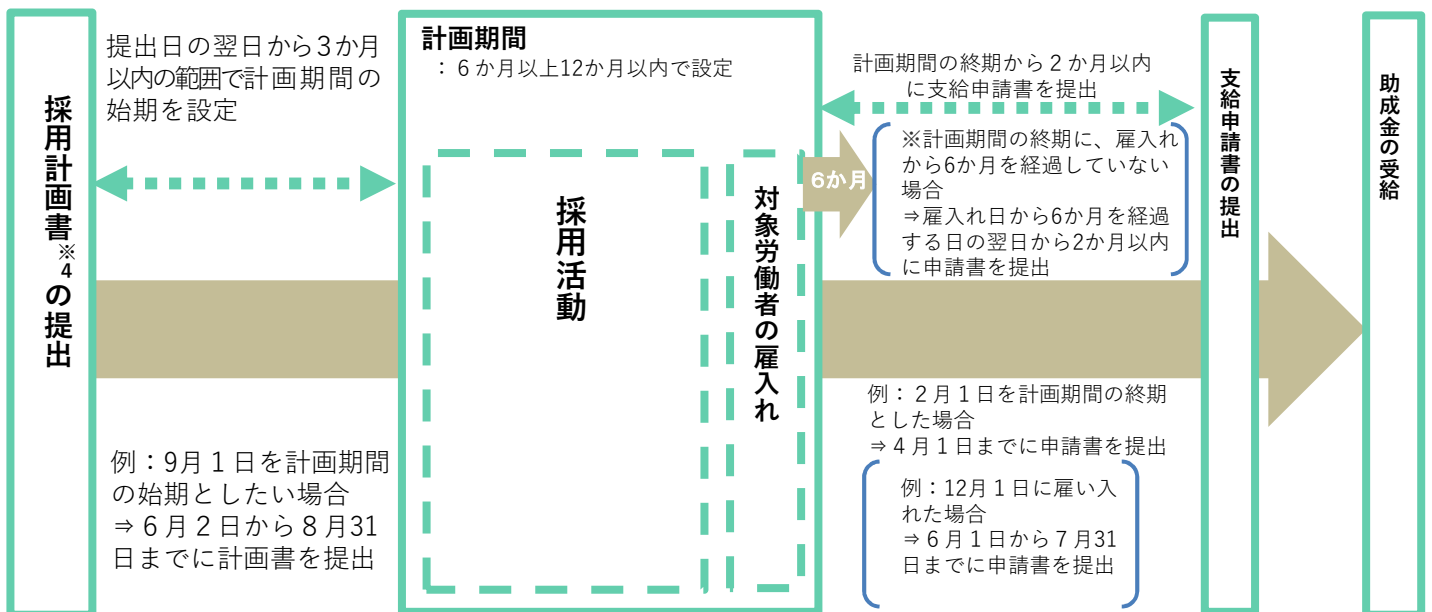
A2 すべての対象労働者が雇入れ日から6か月以内に離職した場合（離職理由は問いません）は、本助成金を受けることができません。

### Q3 地方公共団体の移住支援事業・マッチング支援事業へは未登録ですが、本助成金の採用計画書は出せますか？

A3 地方公共団体の移住支援事業・マッチング支援事業への登録が済んでいない場合でも、本助成金の採用計画書は提出することができます。ただし、本助成金の支給に当たっては登録が必要※<sup>4</sup>ですので、速やかにご登録ください。

※4 移住者のうち、内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材事業や先導的人材マッチング事業を利用した者、移住先の地域や地域の人々と関わりがあるものとして移住先の市町村が個別に認めた移住希望者を雇い入れる場合については、必須の要件ではありません。

## 受給のための手続き



※4 採用計画書は、事業所ごとに作成します。計画書の提出日から計画期間の終期まで、当該計画に関する事業所は別に計画書を提出できません。

本助成金の受給に当たっては、このリーフレットに掲載されていない、各種要件があります。ご不明な点については、最寄りのハローワークまたは各都道府県労働局へお問い合わせください。